

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置又は変更許可の審査基準

制定：平成24年3月30日

改正：令和3年4月1日

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置、並びに法第9条第1項及び第15条の2の6第1項に規定する処理施設の変更の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第5条に規定する審査基準及び行手法第6条に規定する標準処理期間を定めることにより、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 廃棄物処理施設の設置に関する計画が、次の基準に適合していること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の場合
 - ア 最終処分場以外の場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物省令」という。）第4条で定める一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - イ 最終処分場の場合
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分場省令」という。）第1条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
 - (2) 産業廃棄物処理施設の場合
 - ア 最終処分場以外の場合
 - (ア) 施設の技術上の基準
最終処分場省令第12条及び第12条の2で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - (イ) 保管施設

- a 保管施設から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (a) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が発生するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (b) 令第2条第2号に規定する木くず(PCBが染込んだものを除く。)及び令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管施設は、原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するため密閉構造であるか又は脱臭装置等が設けられていること。
 - b 産業廃棄物の種類ごとに、その他の物と混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること。
 - c 廃油、廃酸又は廃アルカリの保管場所は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れが点検できる構造であること。なお、特別管理産業廃棄物であるものにあつては、当該廃油が揮発し、又は廃酸若しくは廃アルカリによる腐食を防止するため等の必要な措置が講じられていること。
 - d 保管する産業廃棄物等(再生の処理後の再生品を含む。)の数量が、当該産業廃棄物等に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量(処理後減容する場合は減容率を乗じた数量。以下同じ。)に14を乗じて得られる数量を超えない施設であること。ただし、建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。)又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物の再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28(アスファルト・コンクリートの破片にあつては70)を乗じて得られる数量とする。
- (ウ) 排水処理設備等
- a 施設の排水が地下に浸透しないような構造であること。
 - b 排水処理設備が処理場以外の場所に設けられている場合には、処理する排水を確実に当該排水処理設備に輸送することができる必要な貯留設備等が設けられていること。
- (イ) 排ガス処理設備(焼却施設以外の場合)
- 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにするために、必要に応じ適切な排ガス処理設備が設けられていること。
- イ 最終処分場の場合
- (ア) 施設の技術上の基準
- 最終処分場省令第2条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。

- (イ) ボーリング調査
 - a 計画地の地下水位及び地盤支持力等を把握するため、ボーリング調査を行うこと。なお、擁壁等の構築物を設ける場合は、当該構築物の設置地点において行うこと。
 - b 計画地全体の地下水位、地下水の水質等が把握できるア以外の2地点以上においても行うこと。
 - c 掘進深度は、埋立地の最深部を上回る深さとし、地下水位及び支持地盤強度等の確認しうる深さとする。
- (ウ) 基準高の設定
 - a 埋立地の周辺には、埋立地の築造、産業廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等を常に判別することができる基準高(仮ベンチマーク)が2か所以上設けられていること。
 - b 基準高は、沈下等変位のない位置及び構造により設置されていること。
- (エ) 区域杭
 - a 最終処分場の区域を明確にするために、すべての変化点に区域杭が設けられていること。
 - b 区域杭の規格は、コンクリート製等境界杭(100ミリメートル×100ミリメートル×1,000ミリメートル以上とする。)とし、杭頭部100ミリメートルの部分が赤色着色されていること。
- (オ) 保安距離
 - a 埋立地と最終処分場境界線の間には、原則として、水平距離で2メートル以上の保安距離が確保されていること。なお、隣接地に家屋等の構築物がある場合には、さらに十分な保安距離が確保されていること。
 - b えん堤を設置する場合にあっては法尻から、また、擁壁等を設置する場合にあっては基礎部前面から、それぞれ最終処分場境界線までの間には、原則として、アの保安距離が確保されていること。
- (カ) 崩壊防止
 - a 切土
 - (a) 地山の土質及び切土高に対する切土勾配は、原則として、別表1によるものとし、切土高が5メートルを超える場合は、5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段が設けられていること。
 - (b) 遮水工を施工する場合は、表を基に、必要に応じ緩勾配とすること。
 - b 盛土
 - (a) 盛土材料及び盛土高に対する盛土勾配は、原則として、別表2によるものとし、盛土高が5メートルを超える場合は、5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段が設けられていること。
 - (b) 盛土部は地山の伐開、除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着が図られていること。

(c) 締め固め作業は、土質に応じて適当な締め固め機械により入念に締め固めを行うこととし、一層の仕上がり厚は30センチメートル程度を標準とすること。

(d) 盛土材料は、同一土質を原則とすること。

(e) 遮土工を施工する場合は、表を基に、必要に応じ緩勾配とされていること。

c 法面保護

切土法面及び盛土法面は、現地の状況に応じ、別表3に掲げる適切な工法により法面の崩壊防止工、保護工が施されているとともに、必要に応じ、小段排水溝、縦排水溝が設けられていること。

ウ 共通

(ア) 囲い等

a 囲いは、原則として地盤面から1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。

b 産業廃棄物の処分の用に供する場所（以下「処理場」という。）の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

(イ) 掲示板

処理場の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる要件を備えた立札その他の設備が設けられていること。

a 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

次に掲げる事項を表示したものであること。

(a) 産業廃棄物処理施設である旨

(b) 処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(c) 処理場の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(d) 処理施設の処理能力

(e) 産業廃棄物を保管する場合の高さ及び数量（屋内で保管する場合は数量のみ）

(ウ) 雨水等の流入防止設備

a 処理場内へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、周囲に開渠その他の設備が設けられていること。また、必要に応じ、処理場内の雨水を適正に排除するための油水分離槽その他の設備が設けられていること。

b 最終処分場にあつては、埋立地周辺の地表水を安全かつ速やかに流下させることができる構造であつて、流末には、沈砂池、調整池が設けられていること。

(エ) 洗車設備

必要に応じ、運搬車両等のタイヤ等に付着した泥を洗い落とすことがで

きる設備が設けられていること。

(オ) 駐車場

必要に応じ、処理施設、保管施設及び運搬車両等のための駐車場が設けられていること。

4 廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び廃棄物省令第4条の2で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

5 処理施設の立地に関する計画について、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 立地場所に関する要件

ア 処理施設に係る土地の使用権限が得られ、かつ、取り扱う一般廃棄物及び産業廃棄物の種類、処理方法その他必要な事項について、処理施設に係る土地の所有者の承諾が得られること。

イ 処理施設に係る土地までの搬出入道路(国道、県道及び市道を除く。)は、次の条件を有していること。

(ア) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。

(イ) その他必要に応じて、安全施設等の整備を行うこと。

ウ 関係法令の規制に係る協議等は下記によること。

(ア) 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例(平成29年岡崎市条例第18号)第7条第1項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。

(イ) 関係法令の規制を受ける場合は、関係行政機関と協議がなされていること。

(ウ) 関係法令の規制を受けない場合は、関係行政機関の確認がなされていること。

(2) 周辺環境に関する要件

ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。

イ 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境保全への影響に配慮されていること。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について、生活環境の保全上の適正な配慮がなされていること。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

- (ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (エ) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (オ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (カ) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

6 申請者の能力が、処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画に従って、処理施設の設置等及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

(1) 知識及び技能に係る基準

対象となる処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督する者として、廃棄物省令第17条第1項第1号から第3号に掲げる資格を有する者、若しくは、一般財団法人日本環境衛生センター（川崎市川崎区四谷上町10番地6）が実施する廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理過程】又は廃棄物処理施設技術管理者講習【管理過程】を修了した者を置くこと（申請者自らがこれらの者に該当する場合を除く。ただし、複数の処理施設を有する場合はこの限りではない。）

(2) 経理的基礎に係る基準

別に定める一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

7 申請者が、一般廃棄物処理施設に係る申請の場合は法第7条第5項第4号イからルまで、産業廃棄物処理施設に係る申請の場合は法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第7条第5項第4号チ（法第14条第5項第2号イの規定による場合を含む。）に規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

(1) 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合

(2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

- (3) 前項に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

8 行手法第6条に規定する標準処理期間は90日（焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場の場合は150日）とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

9 この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に許可申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。